

## 第 3 回市民活動サポートセンター運営委員会 会議録

平成 12 年 10 月 5 日 19:00～21:00  
市民活動サポートセンター  
フレキシブルスペース

### 1 報告事項

- ・次第に沿って報告を行った。

### 2 審議事項

- (1)市民活動サポートセンターの運営委託について
  - ・スケジュール、委託内容について了承。
- (2)サポートセンター運営上の課題について
  - ・利用者に使用の基準を尋ねられた時に明確な回答ができるよう、基準を文章化したものを用意し、必要に応じて説明を行う。

### 3 その他

- ・次回運営委員会は、12 月 21 日(木)。

#### [意見概要]

#### 夏休み親子市民活動体験企画について

##### (江口委員)

- ・当日の案内・受付を担当する中で、運営委員間の交流が図れ、楽しかった。
- ・アンケートはやや大人向けだったように感じた。大人用と子ども用の 2 種類を用意した方が良い。
- ・パネル展示の 2 団体の活動は子どもには難しかった。子どもを対象とするならば、展示も子どもの視点に立ったものが良い。
- ・整理券の回収がうまくいかなかった。各出展団体の来場者を把握できるような整理券の工夫があると良い。

#### 市民活動のための製本講座について

##### (江口委員)

- ・実行委員会の運営がスムーズでなかった。全体の流れや手順などわかりやすくすべきだった。
- ・実際の製本作業をサポートできる実行委員が多い方が良い。
- ・参加者には、「楽しく学べた」と好評だった。

#### のたろんフェア 2001 について

##### (根本委員)

- ・スタンプラリーは、学校の春休みに入る時期で終わっているが、子どもの参加を促すには、もう少し期間を長くとした方が良い。

##### (事務局)

- ・年度内にスタンプラリーの結果を集計するため 3 月 25 日までとした。今後行事を企

画する際には学校の休みなども十分考慮したい。

(松尾委員)

- ・大きな会場内の1日のスタンプラリーならば参加しやすいが、エリアが広範囲になっていること、寒い時期であることなどが課題である。

備品の購入について

(事務局)

- ・利用者増に伴い、フレキシブルコーナー用のテーブル9本、いす18脚、情報コーナーパソコン用に白黒プリンター、ワーキングコーナーにラミネーター、その他、レターケース1台(30団体分)、パンフレットラック1台を購入した。

市民活動サポートセンターの運営委託について

(根本委員)

- ・運営委託団体の募集に際し、説明会は行わないか。

(事務局)

- ・11月の相談受付の段階では、説明会は考えていない。正式に公募する4月に行う。

(庄司委員)

- ・委託を受ける団体は法人税を課税されるか。また、年度ごとの契約となるのか。

(事務局)

- ・収益が上がれば、それに対して法人税が課税される。法人市民税に関しては、本市は、(税法上の)収益事業を行わない限り課税しないことを条例で規定している。また、税法上の収益事業を行っている場合でも、事業の内容によっては、収益が上がらなければ、課税しない方針である。
- ・委託契約は基本的には単年度契約となるが、問題がなければ、3年程度は随意契約で継続委託したいと考えている。
- ・気候によって大きく上下する熱料金など、委託に適さない面がある。ハード面の維持管理を市が行うことで、委託を受ける団体は運営に専念できると考えている。

サポートセンターの運営上の課題について

(事務局)

- ・実態がないと思われる団体名でデータベース登録し複数のロッカーを使用したり、別団体であるとして同一グループがパソコンを長時間占有したりすることがあった。また、水泳や英会話教室の生徒募集のチラシを掲示板やメッセージボードに無断で掲出する人がいて、趣旨を説明してもなかなか理解が得られない。
- ・情報広場の掲載記事について、実態が把握できない団体の掲載依頼の対応や、掲載団体の偏り等の課題がある。

(新井委員)

- ・私的な生徒募集は市民活動とは全く違う。窓口でスタッフがきちんと説明し、断るべきである。民間の掲示できる場所を紹介すれば良い。

(飯塚委員)

- ・掲示場所に注意書きし、利用者に趣旨を理解してもらう必要がある。

(岡本委員)

- ・実際に窓口で対応するスタッフは大変である。利用についてのチラシを作り、レター

ケースに入れてはどうか。

・  
**(事務局)**

- ・一部のマナー違反に対応するために、「〇〇はできません」という掲示をしたり、チラシを配ったりすると、通常のマナーを守って使っている利用者に不快感を与えると考え、なるべくそのようなことはしないよう心がけている。

**(田口委員)**

- ・禁止事項のサインが多い施設は確かに使いづらい。禁止の表示はできるだけ少ない方が良い。

**(西垣委員)**

- ・窓口での的確に対応するには、きちんとした裏付けが必要である。基準を文章化し、尋ねられた時に、この基準に基づいてやっているということが説明できるものを用意しておく必要がある。

**(飯島委員)**

- ・利用者ルールを作成してはどうか。

**(新井委員)**

- ・運営委員である私たちにも責任がある。運営委員が一利用者としてメッセージボードに利用のマナーについて意見を書くことも一つの方法である。

**(松尾委員)**

- ・高齢者や障害者対象にも講座を行っていると主張しているとのことだが、先日展示していた、バレエスタジオのバリアフリーバレエの展示との違いが明確でないように思われる。

**(事務局)**

- ・バリアフリーバレエの展示は、バレエスタジオの紹介ではなく、障害者の社会参加の支援活動と判断している。

**(新井委員)**

- ・「障害者や高齢者も対象だから社会貢献活動だ」という考え方は逆差別であり、注意が必要である。

**(根本委員)**

- ・社会貢献活動の一言で片づけるのは難しい。企業の活動も、営利であるが社会貢献活動である。

**(岩崎委員)**

- ・チラシにある月謝 3,000 円が問題である。月謝を会費とし、ニュアンスとして市民活動であることが出せれば掲示できることになる。

**(事務局)**

- ・ご意見いただいたように、掲示を出すのではなく、利用の基準を文章化したものを用意し、必要に応じて利用者に説明することとしたい。